

令和6年8月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月5日(月) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1 番 松 本 康 博	2 番 香 月 英 昭
3 番 中 村 津多子	4 番 西 村 徳 義
5 番 井 手 悦 郎	6 番 高 塚 和 行
7 番 江 頭 和 夫	8 番 釘 本 勝
9 番 大 屋 博 幸	11 番 北 島 英 文
12 番 江里口 勇	14 番 江里口 泰 信

4. 欠席委員

10 番 古 賀 榮 一	13 番 秋 丸 政 光
--------------	--------------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 農用地の買入協議の要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 副 島 政 隆	副局長兼庶務係長 真 子 祐 輝
---------------	------------------

7. 会議の概要

事務局	それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。 本日は令和6年8月の農業委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日は、10番古賀委員と13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。
議長	ただいまから令和6年8月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 1番松本委員、2番香月委員にお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。 それでは、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料は1ページから4ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は牛津町上江良地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	申請番号2について説明をいたします。 議案資料は5ページから8ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は三日月町長神田地区にある農地で、申請理由は家庭菜園とのこと。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)

事務局	全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 議案資料は9ページから12ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は小城町米隈地区にある農地で、申請理由は家庭菜園とのことです。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は13ページから19ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三里小学校のプール跡地南側の農地で、転用目的は一般住宅です。申請者が遊水地事業により現在のお住まいを移転しなければならず、住宅を建設する必要があるためでございます。 被害防除対策ですが、造成はされずに現状のまま利用されます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地の北側にある水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽を通して同じく北側水路へ排水されます。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は生産性の低い第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。
議 長	以上でございます。 この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
7 番	事前調査事項について報告いたします。 貸付人、借受人、申請農地、転用目的は先ほど事務局から報告があったとおりでございます。 申請目的及び位置の検討については、遊水地事業により自宅の移転を求められており、申請地を選定した理由は適当であります。 計画面積の検討については、息子さんの住宅に隣接した土地で適当であると判断できます。 実現確実性の判定については、生活向上の安心を図るため適当であると判断できます。 被害防除施設・用排水の検討について、排水は合併浄化槽を通して北側の水路に排水するので、影響は少ないと思われます。 その他の特記事項については、令和6年7月25日に確認済みです。

議 長	以上、よろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号 2 について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号 2 について説明をいたします。 資料は 20 ページから 31 ページまでとなります。 (第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請、申請番号 2 について事務局より説明) この案件の場所は小城町の小城スマートインターチェンジの東側にある農地で、転用目的は申請者の住宅、倉庫、資材置場でございます。 被害防除対策ですが、申請地は勾配がありますので、ある程度ならした上で、最高 30 センチ盛土して造成され、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水は西側市道側溝へ排水し、生活雑排水は合併浄化槽を通じて同じく西側市道側溝へ排水されます。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は高速道路のインターチェンジから 300 メートル以内にある第 3 種農地であり、許可し得ると考えております。
議 長	以上でございます。 この案件については私が事前調査を実施しましたので、調査結果を報告します。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については、事務局の報告のとおりです。 申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 計画面積の検討については、利用計画図などにより適当であると判断できます。 また、実現確実性の判定については、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。 被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理し、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。
議 長 4 番 議 長 事務局 議 長	その他特記事項については、令和 6 年 7 月 25 日に現地確認済みです。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 里道と水路が通っておりますが、どのようにされますか。 ただいまの質問に対し、事務局から説明をお願いします。 里道と水路については、建設課に用途廃止の申請をされています。 ほかにございませんか。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 2 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 2 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。 初めに、1. 利用権設定について、申請番号 1 から申請番号 13 まで一括して事

事務局	事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は３ページから７ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が３６筆、利用権の再設定が２６筆、合計で６２筆、総面積は１０万７，６２８平米でございます。 今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号１から申請番号１３までについては原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	続いて、２．所有権移転についてを議題とします。 申請番号６０１について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は８ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は３件でございます。 申請番号６０１について説明をいたします。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号６０１は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０２について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０２について説明をいたします。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号６０２は原案のとおり承認することに決定しまし

事務局	た。 次に、申請番号６０３について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０３について説明をいたします。 （所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。） 以上でございます。
議 長	申請番号６０３につきましては、あっせん委員の６番高塚委員に結果報告をお願いいたします。
６ 番	４月５日の農業委員会であっせん委員に指名される。 ４月７日に所有者と条件等を確認する。田は１０アール当たり〇〇万円、畑は１０アール当たり〇〇万円とのこと。その後、申請地を確認する。 ４月１７日、小作者の〇〇氏にあっせん申請が出ていることを説明したところ、先ほど述べた条件のとおりで購入してよいとの回答をもらう。 ４月２４日、所有者にあっせんが成立した旨を伝える。また、売買の今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨伝える。
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０３について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０３は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第４号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 議案書は９ページになります。 まず初めに、売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は２件でございます。 申請番号１について説明をいたします。 議案資料は３２ページから３６ページです。 申請番号１、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号２について説明をいたします。 議案資料は３７ページから４０ページです。 申請番号２、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

事務局	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、貸付希望について事務局から議案の説明をお願いします。 続いて、貸付希望について説明をいたします。 本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料は41ページから42ページです。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、買受希望について事務局から議案の説明をお願いします。 続いて、買受希望について説明をいたします。 本日の買受希望の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料は43ページです。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、買受希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、借入希望について事務局から議案の説明をお願いします。 続いて、借入希望について説明をいたします。 本日の借入希望の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料は44ページです。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、借入希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第５号議案 農用地の買入協議についてを議題とします。 申請番号１について、事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号１について説明をいたします。 議案資料は３４ページから３９ページです。 申請番号１、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、あつせん担当を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さんから何かありませんか。 (なし) ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査は８月２６日月曜日、午後１時３０分から西館２階２－６会議室。 ９月の定例農業委員会は９月５日木曜日、午後１時３０分から西館２階大会議室となります。
議 長	以上でございます。 以上をもちまして８月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員